

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 2 8 号

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和 2 年亀山市規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 2 年 1 2 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。